

仕 様 書

1 委託業務名

大気環境監視局保守点検業務

2 目的

本仕様書は、大津市（以下「市」という。）が設置した大気環境監視局（以下「局」という。）の自動測定機（以下「機器」という。）を常時正常に稼働させるため、機器の点検、調整、消耗品・部品等の交換、軽微な故障の修理等、機器の保守管理及び測定データ照合に必要な業務の内容を定めるものである。

3 業務の範囲

（1）監視局

表1「大気環境監視局一覧表」に掲げる局とする。

局の位置は、別図「大津市大気環境監視測定局位置図」のとおりである。

（2）機器

表1「大気環境監視局一覧表」に掲げる各局に設置している自動測定機、空調機、換気扇及び採取管等の付帯設備を対象とする。各機器のメーカー名、型式等は別紙1「大気環境監視局設置機器一覧表」のとおりである。

（3）データ照合

表1「大気環境監視局一覧表」に掲げる測定データ照合項目とする。

表1 大気環境監視局一覧表

局名	住所	自動測定機種	測定データ照合項目
石山局	大津市石山寺三丁目 11-20	NOx計、CO計、O _x 計 SPM計、PM2.5計、気象計、騒音計	NO、NO ₂ 、CO、O ₃ 、SPM PM2.5、風向、風速、騒音
逢坂局	大津市音羽台 6-1	NOx計、CO計、HC計 SPM計、PM2.5計、気象計、	NO、NO ₂ 、CO、NMHC CH ₄ 、SPM、PM2.5、風向、風速
上田上局	大津市上田上牧町	NOx計、CO計、SPM計 気象計	NO、NO ₂ 、CO、 SPM、風向、風速
下阪本局	大津市下阪本四丁目 15-12	NOx計、O _x 計、SPM計 気象計	NO、NO ₂ 、O ₃ 、SPM 風向、風速
堅田局	大津市本堅田三丁目 25-26	NOx計、O _x 計、SPM計 PM2.5計、気象計	NO、NO ₂ 、O ₃ 、SPM、PM2.5 風向、風速、温度、湿度
膳所局	大津市由美浜 1-1	O _x 計	O ₃

（4）受託者の負担する経費

- （ア）保守点検業務に必要な全ての交換部品費・消耗品費・用益費・交通費・印刷費
- （イ）報告書等に係る経費
- （ウ）工具類及びその他雑材費

4 業務の内容

業務の内容は次に掲げる作業とする。また、特に指定がない場合は「環境大気常時監視マニュアル第6版（環境省水・大気環境局）」（以下「環境大気常時監視マニュアル」という。）に準拠すること。

（1）保守点検業務

・日常保守点検業務

実施頻度

保守内容及び交換部品・消耗品

1局につき2週に1回以上定期的に実施すること。

別紙2「日常保守点検及び定期点検業務の内容と実施頻度」及び別紙3-1「交換部品・消耗品一覧（通常保守用）」のとおりとする。

実施内容と日時はチャート紙にも随時記載すること。

・緊急保守点検業務

上記以外についても、毎日午前中にテレメータ通信による測定値を確認し、機器に異常または故障が発生した場合は対応すること。

また、市からの連絡・指示に対して迅速に対応し、機器の点検及び処置を実施すること。

対応については、原則として市から連絡・指示があった当日中に行うこと。

実施内容と日時はチャート紙にも随時記載すること。

（2）定期点検業務

定期点検業務とは、機器の精密点検をいう。

実施頻度 年1回

実施時期 市と協議の上決定

点検内容及び交換部品・消耗品 別紙2「日常保守点検及び定期点検業務の内容と実施頻度」及び別紙3-2「交換部品・消耗品一覧」のとおりとする。

実施内容と日時はチャート紙にも随時記載すること。

（3）オキシダント自動測定機の校正業務

「環境大気常時監視マニュアル」に基づき実施すること。

実施頻度 年2回

実施時期 市と協議の上決定

実施方法 基準器を滋賀県の自治体基準器にて校正した後、各局のオキシダント自動測定機の校正を行うこと。

（4）窒素酸化物自動測定機のコンバーター効率確認

「環境大気常時監視マニュアル」に基づき実施すること。

実施頻度 年1回

実施時期 市と協議の上決定

実施方法 一酸化窒素標準ガスを用い、測定機の窒素酸化物測定系、一酸化窒素測定系のそれぞれの測定値を求め、測定機のコンバーター効率を算出する。

（5）測定データ照合業務

「環境大気常時監視マニュアル」に基づき実施すること。

実施頻度 月1回

実施時期 1ヶ月分のデータについて、翌月末までに実施すること。

実施方法 別紙4のとおりとする。

（6）廃棄物管理業務

大気環境監視局において、保守点検業務で発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「環境大気常時監視マニュアル」等に基づき、適正に管理・保管・処分すること。

（7）局舎清掃管理業務

局舎内の清掃については、別紙2のとおり実施し、整理整頓された状態を維持すること。局舎敷地内の草刈り及びごみ拾いについては、月2回確認のうえ必要に応じて実施し、敷地内の美化維持に努めること。なお、局舎で発生したごみについては、前項のとおりとする。

5 業務連絡

- (1) 各月末までに翌月の日常保守点検業務の予定をたて、市に提出し承認を得ること。
また、諸般の事業により予定を変更する際には事前に市に連絡し、了承を得ること。
- (2) 保守点検の実施に伴う欠測及び機器の故障による欠測については、その原因や内容を速やかに市に報告すること。

6 点検記録及び報告

- (1) 保守点検記録
 - ・機器の保守点検時には大気環境監視局保守点検表（別紙様式1）に点検実施事項及び必要事項を記入し、前週分の点検報告を翌週中までに市あて1部提出すること。
 - ・報告の際には、詳細を口頭で報告すること。
- (2) 定期点検業務結果
 - ・交換部品、作業前、作業中、作業後についての写真を添付し、交換部品リストとともに別途報告書を提出すること。
 - ・報告の際には、詳細を口頭で報告すること。
- (3) オキシダント自動測定機の校正業務
 - ・実施事項・必要事項の記入及び実施時の記録紙（写しでも可）を速やかに市あて1部提出すること。
 - ・提出の際には、詳細を口頭で報告すること。
- (4) 窒素酸化物自動測定機のコンバーター効率確認
 - ・実施事項・必要事項の記入及び実施時の記録紙（写しでも可）を速やかに市あて1部提出すること。
 - ・提出の際には、詳細を口頭で報告すること。
- (5) データ照合業務結果
 - ・別紙様式2「データ照合検討報告書」、別紙様式3「テレメータ・チャート数値比較表」、測定機によって得られたデータ（大気、気象データについてはチャート紙、騒音データについては電子データ）を毎月1回提出すること。
 - ・提出の際には、詳細を口頭で報告すること。

7 立入検査

市職員が行う立入検査で当該業務の管理状況について指示事項があったときは、速やかに改良・改善等の対処を行うこと。

8 機器移設

令和8年度に予定している藤尾局舎の廃止に際し、指定された機器の移設等を行うこと。

9 その他

- (1) 業務は受託者自らが行うこと。ただし4項（2）（3）については、一部の機器に限り受託者以外の者に行わせることを可とする。この場合は事前に市の承認を得ることとし、費用については3項（4）「受託者が負担する経費」に含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行にあたり疑義が生じた事項は市と協議のうえ指示に従うこと。また、機器の状況等により4項（1）（2）の点検内容に変更が生じた場合も同様とする。